

資料 2 - 2 小笠原諸島振興開発事業の体系

- ・ 小笠原諸島振興開発事業のスキーム 1
- ・ 小笠原諸島振興開発特別措置法の概要 2
- ・ 小笠原諸島振興開発基本方針の概要 3
- ・ 小笠原諸島振興開発計画の概要 4
- ・ 平成 2 5 年度小笠原諸島振興開発関係概算要求額 5



小笠原諸島振興開発特別措置法 (昭和44年法律第79号) の概要

1. 目的

本法は、小笠原諸島の復帰に伴い、小笠原諸島の特殊事情にかんがみ、小笠原諸島振興開発基本方針に基づき総合的な小笠原諸島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を実施する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した小笠原諸島の振興開発を図り、併せて帰島を希望する旧島民の帰島を促進し、もって小笠原諸島の自立的発展並びにその住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。

2. 経緯

- ・昭和44年12月8日 公布
(提案理由)

小笠原諸島の復帰に伴い、小笠原諸島の特殊事情にかんがみ、帰島を希望する旧島民の帰島の促進及び小笠原諸島の急速な復興を図るため、総合的な復興計画を策定し、及びそれを実施する等特別な措置を講ずる必要がある。

- ・以降5年毎に延長、直近改正は平成21年3月31日

3. 概要

(1) 対象地域

小笠原諸島（そうふ 嬬婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。）並びに沖の鳥島及び南鳥島をいう。）

(2) 小笠原諸島振興開発基本方針（以下「基本方針」という。）

国土交通大臣は、小笠原諸島振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長と協議して、基本方針を定める。（平成21年度が初年度。5箇年を目途。）

(3) 小笠原諸島振興開発計画（以下「振興開発計画」という。）

東京都は、基本方針に基づき、小笠原村の作成した振興開発計画案の内容を反映させるように努めつつ、国土交通大臣の同意を得て、振興開発計画を定める。（平成21年度が初年度。5箇年を目途。）

(4) 支援措置

- ① 公共事業に係る補助率のかさ上げ等
- ② 地方債についての配慮
- ③ 交通の確保等についての配慮
- ④ 情報流通の円滑化及び通信体系の充実についての配慮
- ⑤ 農林水産業の振興についての配慮
- ⑥ 医療の充実についての配慮
- ⑦ 地域間交流の促進についての配慮
- ⑧ 人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の確保についての配慮
- ⑨ 資金についての配慮

(5) 税制上の措置

- ① 譲渡所得等の課税の特例（本法第15条）
- ② 不動産取得税の特例（本法第16条）
- ③ 特別土地保有税の非課税（地方税法第587条）

(6) 主務大臣

国土交通大臣

4. 共管省庁

—

5. 法律の期限

平成26年3月31日

小笠原諸島振興開発基本方針の概要（21.6.16告示）

I 序 文

小笠原諸島には地理的、自然的、社会的、歴史的に他の地域にはない特徴があり、同諸島の自立的発展のためには、引き続き定住環境の整備を図るとともに、産業の育成・活性化による生活の安定、利便性の向上等に向けた取り組みを、自然との共生を図りつつ、また、持続可能な地域の形成に配慮して進める必要がある。

II 小笠原諸島の振興開発の意義及び方向

1 小笠原諸島の特殊事情とその役割

小笠原諸島は、我が国の離島の中でも際だった地理的、自然的、社会的及び歴史的な特殊事情を抱えるとともに、これらの特殊事情に由来する我が国にとって重要な役割を担っている。

2 振興開発の意義

重要な役割を担っている小笠原諸島を振興開発により、島民の生活の安定及び福祉の向上、自然環境の保全、文化の継承を図り、その自立的発展に結びつけていくことは、我が国全体の経済の発展と国民の福祉の向上に有益である。

3 振興開発施策の方向

振興開発計画に基づく事業は、次のような方向を基本として取り組むものとする。

- (1) 自然と共生した定住環境の整備
- (2) 地域資源の積極的・持続的活用
- (3) 地域の発意と創意工夫の活用
- (4) ソフトとハードを一体とした総合的な施策の推進

なお、自立的発展を着実に進めるため、施策や事業の効果を評価するための目標を振興開発計画で示し、具体的かつ総合的な評価を行う

III 小笠原諸島の振興開発を図るための基本的な事項

- 1 土地（公有水面を含む）の利用
- 2 道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備
- 3 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発
- 4 住宅、生活環境施設、保健衛生施設及び社会福祉施設の整備その他市街地又は集落の整備及び開発並びに医療の確保等
- 5 自然環境の保全及び公害の防止
- 6 防災及び国土保全に係る施設の整備
- 7 教育及び文化の振興
- 8 観光の開発
- 9 国内及び国外の地域との交流の促進
- 10 小笠原諸島の振興開発に寄与する人材の育成
- 11 小笠原諸島の振興開発に係る事業者、住民、NPOその他の関係者間における連携及び協力の確保（新規事項）
- 12 帰島を希望する旧島民の帰島の促進

小笠原諸島振興開発計画の概要

1 小笠原諸島の特性

- 東京から南に約 1,000km 離れた太平洋上に位置し、排他的経済水域の約 3 割を確保。海洋資源の開発・利用、海洋環境の保全等、国の安全上及び経済上重要な地域
- 特異な島しょ生態系を形成するとともに、特異な地質・地形を有する貴重でかけがえのない自然の宝庫
- 日本に返還され帰島がかなうまで、四半世紀に及ぶ島民の不在

2 成果及び課題

- 住宅等の生活基盤、道路等の交通基盤、ほ場等の産業基盤の整備を行い、相応の成果
- 産業の低迷 : 本土との遠隔性や後継者不足等から、整備基盤の活用が不十分
観光客が特定月に集中し、閑散期の集客対策が課題
- 自然への影響 : 外来種の持ち込みなどが希少な自然環境に影響
外来種対策の実施が、世界自然遺産登録に向けての課題
- 交通アクセス : 本土から片道所要時間が約 2 6 時間、週約 1 便の航路に限定
- 生活環境の整備 : 医療・保健・福祉が不十分
施設の老朽化や大規模津波等への対策が必要
高速大容量の通信回線が未整備

3 今後の方向

～自然環境の保全と産業振興の両立による自立的発展を目指す～

施策の方向	主要施策
ア 自然と共生した定住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・保健・福祉の充実 ・返還当初に建設され老朽化した施設の更新、東南海・南海地震等の発生に伴う大規模津波等への対策 ・自然環境との調和に十分配慮した航空路の将来の開設について幅広く検討 ・情報通信環境の整備などにより、生活の利便性や医療・福祉の向上に資する取組の推進
イ 地域資源の積極的・持続的活用	<ul style="list-style-type: none"> ・小笠原固有の資源を積極的かつ持続的に活用し、地域を活性化 ・世界自然遺産登録に向けた取組の推進 ・他地域との交流促進等により、さらなる地域振興
ウ 地元の発意と創意工夫の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・住民、事業者、関係産業団体、NPOなどが互いに連携・協力し、創意工夫 ・活力ある地域づくりを担う人材育成を積極的に推進
エ ソフトとハードを一体とした総合的な施策の推進 (ア) エコツーリズムを機軸とした島内産業の振興 (イ) 多様な観光客層の開拓に向けた新たな観光振興 (ウ) 環境と調和した景観の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・産業間の連携を強化し、多様な観光産業を振興 ・自然環境を活用したエコツーリズムによる振興 ・新たな観光メニューの開発 ・教育旅行やシニア層、外国人観光客の誘致を強化 ・環境と調和した景観の創出や良好な景観の保全 ・景観法等による規制・誘導で良好な景観の創出

平成25年度 小笠原諸島振興開発関係概算要求額（国費ベース）

小笠原諸島振興開発事業（非公共事業）

（単位：百万円）

経 費 区 分	平成25年度	うち 「全国防災」	平成24年度	うち 「全国防災」	対前年度比
	概算要求額		当初予算額		
小笠原諸島振興開発事業費補助	1,699	748	1,542	680	110%
小笠原諸島振興開発費補助金等	145	0	127	0	114%
計	1,844	748	1,669	680	110%

【ポイント】

・父島の現浄水場は、東南海・南海地震時の浸水区域になっており、老朽化も進んでいるため、移転が必要となっているところであり、浄水場の移転に要する経費について必要額を計上。

【村事業：568百万円：対前年1.93】

・東日本大震災で最大1.8mの津波を観測した小笠原二見漁港について、津波による既設防波堤の被災を未然に防ぎ、後背地の被害を低減するとともに、人員・緊急物資・復旧用資器材等の輸送の機能を確保するため、防波堤の改良（補強）について必要額を計上。

【都事業：180百万円：対前年0.47】

・昨年6月の世界自然遺産登録を踏まえ、

・外来種対策を含む植生回復、希少動植物のモニタリング等の自然公園関係予算を対前年比約1.4倍。

【都事業：378百万円：対前年1.43】